

子少発0322第1号  
令和3年3月22日

都道府県知事  
各 指定都市市長 民生主管部（局）長 殿  
中核市市長  
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長  
( 公 印 省 略 )

「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の  
施行について」の一部改正について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示(令和3年厚生労働省告示第35号)については、本年2月3日付けで別添1のとおり公布されたところであるが、今般、「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」(平成17年3月31日付け雇児保発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。以下「施行通知」という。)の一部を別紙のとおり改正したので、御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内市町村(特別区を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。)に周知を図るとともに、その運用に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知の発出に当たっては、事前に国税庁課税部消費税室に通知済であることを申し添える。

記

第一 改正内容

消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号。以下「本告示」という。)第三に掲げる施設において雇用される保育に従事する者(本告示第三の二に規定する都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。)について、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、本告示第三の二に掲げる事項を満たすかどうかの判定を行うも

のとする旨の経過措置が置かれているところ、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、施行通知の所要の改正を行うもの。

## 第二 施行日

本通知による改正は、令和3年2月13日から施行する。

## 第三 その他

消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第84号）が本年3月22日付けで別添2のとおり公布され、本告示の内容を一部改正し、令和2年10月1日から適用することとしているため、御了知いただきたい。

以上

○一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について  
(平成17年3月31日雇児保発第0331003号)

【一部改正】 平成25年3月29日雇児保発0329第1号

【一部改正】 令和2年9月30日子少発0930第2号

【一部改正】 令和3年3月22日子少発0322第1号

※下線部は改正箇所

消費税法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第102号。以下「改正政令」という。)が平成17年3月31日に公布され、これに伴い、消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号。以下「消費税告示」という。)が同日付で公示され、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)より施行・適用されることとなったところである。

これにより、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「証明書通知」という。)に基づき、各都道府県知事等から「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「指導監督基準通知」という。)の別添「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)を満たす旨の証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けた認可外保育施設については、その利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。

また、平成25年度税制改正の大綱(平成25年1月29日閣議決定)において、「消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、幼稚園併設型認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものが行う資産の譲渡等を加える」こととされたことに伴い、消費税告示の一部改正が行われ、平成25年4月1日より、認可外保育施設のうち、幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園併設型施設についても、その利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。

さらに、令和2年度税制改正の大綱(令和元年12月20日閣議決定)において、「消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものとして都道府県知事等から当該基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものにおいて行われる

保育を加える」こととされたことに伴い、消費税告示の一部改正が行われ、令和2年10月1日（以下「令和2年一部改正の施行日」という。）より、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち一定の当該基準を満たす施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。

については、下記事項に留意の上、適切な取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知の発出に当たっては、事前に国税庁課税部消費税室に通知済みであることを申し添える。

## 記

### 第1 消費税の非課税措置の内容

#### 1 非課税の対象となる認可外保育施設について

非課税の対象となる認可外保育施設（以下「非課税対象認可外保育施設」という。）は、次の（1）及び（2）に限られること。

（1）児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第59条の2第1項(認可外保育施設の届出)の規定による届出が行われた施設であって、法第59条第1項の規定に基づく都道府県知事(地方自治法第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市にあつては、それぞれその長。以下同じ。)の立入調査を受け、消費税告示中第一から第四までの施設の区分に応じ、それぞれに定める要件のすべてを満たし、当該満たしていることにつき当該都道府県知事から証明書の交付を受けているもの

（2）児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令11号）第49条の2第3号に規定する施設であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第3項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けているもの又は同条第11項の規定による公示（以下「公示」という。）がされているもの（同条第1項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。）

なお、消費税告示中第一から第四までの施設の区分に応じ、それぞれに定める要件は、指導監督基準と同じ内容であること。（消費税告示中第三に掲

げる施設において雇用される保育に従事する者（消費税告示第三の二に規定する都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。）について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、消費税告示第三の二に掲げる事項を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置が置かれていることに留意すること。）

ただし、当該都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合の当該施設については、当該返還することを求められた日以後においては非課税の対象となる認可外保育施設に該当しないこと。

(注1) 法第59条の2第1項の規定に基づく届出施設の範囲については、指導監督基準通知、「児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の公布について」（令和元年9月27日子発0927第6号子ども家庭局長通知）を参照されたい。

なお、認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設は、具体的には、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものを想定している。

(注2) 当該都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合とは、証明書通知の別紙「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」の第2の4により証明書の返還を求められた場合をいう。

## 2 非課税の対象となる利用料について

非課税の対象となる資産の譲渡等(非課税となる利用料を対価とするサービス)は、非課税対象認可外保育施設において乳児又は幼児を保育する業務として行う資産の譲渡等(保育サービス)に限られること。

この場合の乳児又は幼児を保育する業務として行う資産の譲渡等には、児

童福祉法に規定する保育所における保育サービスと同様のサービスが該当するのであり、具体的には次に掲げる料金等(利用料)を対価とする資産の譲渡等が該当すること。

- ① 保育料(延長保育、一時保育、病児保育に係るものを含む。)
- ② 保育を受けるために必要な予約料、年会費、入園料(入会金・登録料)、送迎料、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設において保育に従事する者(以下「ベビーシッター」という。)が乳児、幼児又は児童の居宅まで移動する際に必要となる交通費

(注1) 給食費、おやつ代、施設に備え付ける教材を購入するために徴収する教材費、傷害・賠償保険料の負担金、施設費(暖房費、光熱水費)等のように通常保育料として領収される料金等については、これらが保育料とは別の名目で領収される場合であっても、保育に必要な不可欠なものである限りにおいては、上記①②と同様に取り扱われる。

他方、例えば、当該施設において施設利用者に対して販売する教材等の販売代金(※参照)のほか次に掲げるような料金等を対価とする資産の譲渡等は、これに該当しない。

- ① 施設利用者の選択により付加的にサービスを受けるためのクリーニング代、オムツサービス代、スイミングスクール等の習い事の講習料等
- ② バザー収入
- ③ 炊事、洗濯、掃除、買物その他の家事を代行し、又は補助する業務(非課税とされる保育サービスを除く。)に係る料金

(注2) マッチングサイト運営者(インターネットを通じてベビーシッターとその利用者の仲立ちをするサービスを提供する事業者)が、ベビーシッターの利用者から受領する「マッチングサイトの手数料」については、「マッチングサイトを利用させるという役務提供の対価」であり、「保育する業務として行われる資産の譲渡等」の対価に該当しないことから、非課税とならない。

※ 施設運営者自らが行う取引ではない金銭の受取について

施設運営者自らが行う取引ではない金銭の受取(例えば、施設運営者が、施設利用者の求める教材等について、当該教材等の販売業者への注文や施設利用者からの代金の集金を代行して行う場合における代金の受取

など)を行う場合には、施設運営者においては「預り金」として経理しておくなど、施設の収入である保育料等とは区分して、収入以外の金銭の受取であることが明らかとなるよう経理を行う必要がある。

令和2年一部改正の施行日前に証明書の交付を受けた1日当たり5人以下の乳幼児を保育する施設については令和2年一部改正の施行日から、令和2年一部改正の施行日以後に証明書の交付を受けた施設については当該証明書の交付を受けた日から、上記の資産の譲渡等について非課税となること。

また、証明書の交付を受けた認可外保育施設が都道府県知事から当該証明書の返還を求められた場合には、当該返還を求められた日以後においては上記の資産の譲渡等であっても非課税とはならないこと(1の(注2)参照)。

### 3 非課税となった認可外保育施設の利用料の額の設定について

非課税対象認可外保育施設においては、当該施設の利用料に係る消費税が非課税とされることから、施設の運営事業者が消費税の納税義務者(第2参照)である場合の当該施設については、非課税となったことを踏まえた利用料の額の見直しを行う等の対応が適切に行われる必要があること。

なお、その場合においても、仕入れ(保育材料費・水道光熱費・備品等購入費など)に係る消費税相当分は当該利用料に転嫁することは適切な処理であること。

## 第2 消費税の納税義務等

### 1 消費税の納税義務について

事業者は、課税期間(個人事業者は暦年、法人は事業年度をいう。以下同じ。)の基準期間(個人事業者はその年の前々年をいい、法人はその事業年度の前々事業年度をいう。以下同じ。)における利用料収入(非課税となる前の利用料収入)などの課税売上高が1,000万円を超える場合、消費税の納税義務者となり、課税期間の課税売上げに係る消費税について、所轄の税務署に確定申告書を提出し、その納付すべき消費税を金融機関又は税務署の窓口で納付する必要がある。なお、納付すべき消費税額は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ(保育材料費・水道光熱費・備品等購入費など(ただし、給与などの人件費はこれに該当しない。))に係る消費税額を控除した残額であること。

(注1) 課税仕入れに係る消費税額を控除するためには、帳簿の記帳及び請求書などの保存が必要となる。

(注2) 簡易課税制度を選択した場合には、「課税売上げに係る消費税額×みなし仕入率(保育サービスはサービス業に該当し、50%)」を課税仕入れに係る消費税額とみなして、納付すべき消費税額を計算する。

## 2 課税期間の途中において証明書の交付若しくは返還又は認定若しくは公示若しくはその取消があった場合の消費税の取扱いについて

施設の運営事業者が納税義務者である場合の当該事業者が、課税期間の途中において証明書の交付を受けた場合又は認定を受け若しくは公示がされた場合にあつては当該証明書の交付を受けた日又は認定を受け若しくは公示がされた日以後の利用料が、また、課税期間の途中において証明書の返還を求められた場合又は認定こども園法第10条第1項の規定による認定の取消(以下「認定の取消」という。)若しくは同条第3項の規定による公示の取消(以下「公示の取消」という。)がされた場合にあつては当該証明書の返還を求められた日又は認定の取消若しくは公示の取消の日の前日までの利用料が、それぞれ非課税となるものであつて、これ以外の期間の利用料については課税期間の課税売上高に含める必要があること。

## 第3 証明書事務等の適切な実施及び施設運営者に対する周知について

消費税の非課税措置には、証明書の交付が密接に関連することから、証明書の交付に関し各都道府県等を通じて統一的な取扱いが求められること。

また、証明書を交付した事実の公表については、利用者への情報提供として、各都道府県等のインターネットのホームページへの掲載等が行われることとなっているが、税務上の取扱いを明確にする観点からも、証明書の交付の事実については速やかに公表されることが求められること。

施設の運営事業者に対しては、証明書を交付する際その他の機会をとらえ、本通知記載の消費税の取扱い等についての的確に周知することが必要であること。

以上



○厚生労働省告示第三十五号

新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、令和三年二月十三日から適用する。

令和三年二月三日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

（感染症指定医療機関医療担当規程の一部改正）

第一条 感染症指定医療機関医療担当規程（平成十一年厚生省告示第四十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（退院時の指導）</p> <p><b>第九条</b> 感染症指定医療機関は、二類感染症に係る措置患者等について、法第二十六条第一項において準用する法第二十二條第一項の規定により入院に係る感染症の症状が消失したことをもって退院が行われるときは、当該患者に対して、当該感染症のまん延を防止するために必要な指導を行わなければならない。</p>	<p>（退院時の指導）</p> <p><b>第九条</b> 感染症指定医療機関は、二類感染症に係る措置患者等について、法第二十六条において準用する法第二十二條第一項の規定により入院に係る感染症の症状が消失したことをもって退院が行われるときは、当該患者に対して、当該感染症のまん延を防止するために必要な指導を行わなければならない。</p>

(感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部改正)  
**第二条** 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(平成十一年厚生省告示第百十五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

(略)  
 なお、本指針については、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、法第九条第三項に基づき、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

一 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

1 (略)

2 地方衛生研究所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第七條の四及び第八條の規定に基づき整備し、管理することが重要である。このほか、国及び都道府県等は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術支援等を実施することが重要である。

二五 (略)

改正前

(略)  
 なお、本指針については、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、法第九条第三項に基づき、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

一 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

1 (略)

2 地方衛生研究所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第七條の三及び第八條の規定に基づき整備し、管理することが重要である。このほか、国及び都道府県等は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術支援等を実施することが重要である。

二五 (略)

(消費税法施行令第十四條の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部改正)  
**第三条** 消費税法施行令第十四條の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成十七年厚生労働省告示第百二十八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

附則  
 第三に掲げる施設において雇用される保育に従事する者(第三の二に規定する都道府県

改正前

附則  
 第三に掲げる施設において雇用される保育に従事する者(第三の二に規定する都道府県

(傍線部分は改正部分)

知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。)について、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、第三の二に掲げる事項を満たすかどうかの判定を行うものとする。

知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。)について、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の第二項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、第三の二に掲げる事項を満たすかどうかの判定を行うものとする。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部改正)  
**第四条** 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合(平成二十年厚生労働省告示第三百七十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百三条第三項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬品、医療機器又は再生医療等製品は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項に規定する厚生労働大臣が定める場合は、同表の上欄に掲げる医薬品、医療機器又は再生医療等製品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

医薬品、医療機器又は再生医療等製品	場合
細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)、沈降インフルエンザワクチン(H5N1株)、沈降細胞培養インフル	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第七項第一号に規定する

改正前

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百三条第三項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬品、医療機器又は再生医療等製品は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項に規定する厚生労働大臣が定める場合は、同表の上欄に掲げる医薬品、医療機器又は再生医療等製品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

医薬品、医療機器又は再生医療等製品	場合
細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)、沈降インフルエンザワクチン(H5N1株)、沈降細胞培養インフル	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第七項に規定する新型イ

エンザワクチン（H5N1株）及び乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン（H5N1株）	新型インフルエンザ又は同項第二号に規定する再興型インフルエンザの発生が確認され、直ちに、ワクチンの製造を行う必要がある場合
エンザワクチン（H5N1株）及び乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン（H5N1株）	インフルエンザ等感染症の発生が確認され、直ちに、ワクチンの製造を行う必要が生じた場合

（新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五條第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設の一部改正）

**第五條** 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五條第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設（令和二年厚生労働省告示第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十一条第一項第十五号の規定を適用する場合には、同号に掲げる施設は、同項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十四号に掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないものとする。	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の第二項の規定により新型コロナウイルス感染症（同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）を同法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十一条第一項第十五号の規定を適用する場合には、同号に掲げる施設は、同項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十四号に掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置の一部改正）

**第六條** 新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置（令和二年厚生労働省告示第百七十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十二条第六号の規定を適用する場合においては、同号の感染の防止のために必要な措置は、施設の換気とする。	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の第二項の規定により新型コロナウイルス感染症（同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）を同法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十二条第六号の規定を適用する場合においては、同号の感染の防止のために必要な措置は、施設の換気とする。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十八條第一項に規定する臨時の医療施設において同法第三十八條第一項に規定する特定都道府県知事が提供する医療に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬の一部改正）

**第七條** 新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十八條第一項に規定する臨時の医療施設において同法第三十八條第一項に規定する特定都道府県知事が提供する医療に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬（令和二年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の二第二項に規定する臨時の医療施設において都道府県知事が提供する医療に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬</p> <p>1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の二第二項に規定する臨時の医療施設において都道府県知事が提供する医療に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下この項において「感染症法」という。）第四十一条第二項の規定による診療報酬は、当該臨時の医療施設が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関でないときは、当該都道府県知事が当該医療（感染症法第三十七条第一項各号に掲げる医療に係る部分に限る。）に要した費用により算定するものとする。</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十八條第一項に規定する臨時の医療施設において同法第三十八條第一項に規定する特定都道府県知事が提供する医療に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬</p> <p>1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十八條第一項に規定する臨時の医療施設において同法第三十八條第一項に規定する特定都道府県知事が提供する医療に係る新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下この項において「準用感染症法」という。）第四十一条第二項の規定による診療報酬は、当該臨時の医療施設が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関でないときは、当該特定都道府県知事が当該医療（準用感染症法第三十七条第一項各号に掲げる医療に係る部分に限る。）に要した費用により算定するものとする。</p>

○厚生労働省告示第八十四号

消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)第十四条の三第一号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成十七年厚生労働省告示第百二十八号)の一部を次の表のように改正し、令和二年十月一日から適用する。

令和三年三月二十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一 一日に保育する乳幼児の数が六人以上である施設。次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。</p> <p>一 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>イ 保育に従事する者の数は、施設の主たる開所時間である十一時間(開所時間が十一時間以内である場合)にあつては、当該開所時間(以下同じ)について、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上、かつ、施設一につき二人以上であること。主たる開所時間である十一時間以外の時間帯については、常時二人(保育されている乳幼児の数が一人である時間帯にあつては、一人)以上であること。また、一日に保育する乳幼児の数が六人以上十九人以下の施設における、複数の乳児を保育する時間帯以外の時間帯(安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。)については、一人以上であること。</p> <p>ロ 二 (略)</p> <p>二 九 (略)</p>	<p>第一 一日に保育する乳幼児の数が六人以上である施設。次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。</p> <p>一 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>イ 保育に従事する者の数は、施設の主たる開所時間である十一時間(開所時間が十一時間以内である場合)にあつては、当該開所時間(以下同じ)について、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上、かつ、施設一につき二人以上であること。主たる開所時間である十一時間以外の時間帯については、常時二人(保育されている乳幼児の数が一人である時間帯にあつては、一人)以上であること。また、一日に保育する乳幼児の数が六人以上十九人以下の施設における、複数の乳児を保育する時間帯並びに夜間及び午睡の時間帯以外の時間帯(安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。)については、一人以上であること。</p> <p>ロ 二 (略)</p> <p>二 九 (略)</p>